平成２４年（フ）第４９４号
川崎市麻生区五力田１－９－５　405、住民票上の住所愛知県春日井市大手町112番地１
債務者　梅原　瑞穂
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第５２３号
川崎市幸区南加瀬２丁目４番10－２号
債務者　小出　富男
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第５２４号
川崎市幸区南加瀬２丁目４番10－２号
債務者　小出　時子
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６３７号
川崎市川崎区本町１丁目８番地23　大金荘Ｂ342
債務者　本間　祥二
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６６１号
川崎市麻生区高石３丁目５番３号　ネオコーポ高石203
債務者　山崎　尚美
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６６６号
川崎市宮前区野川1217番地
債務者　関本　充幸
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６７１号
川崎市幸区河原町１番地　河原町団地７－909
債務者　立石　克己
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６７９号
川崎市中原区木月４丁目49番１－508号　シティコート元住吉壱番館
債務者　横倉友紀子
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６８１号
川崎市中原区木月住吉町14番８－210号　アジュール元住吉、前住所川崎市中原区苅宿３番18号　ハナヤビル205
債務者　分須　博
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６８２号
川崎市多摩区生田６丁目22番５号　タマハイツ101、前住所川崎市多摩区生田４丁目８番２号　ジュネス生田201
債務者　小堺ひろみ（旧姓武田）
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１５号
川崎市宮前区野川55番地１　野川マンション101
債務者　兼清満寿子
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２４７７号
横浜市旭区今宿町2666番地18
債務者　草間　裕敬
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７１６号
神奈川県茅ヶ崎市柳島海岸12番31号
債務者　加藤てるみ
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４８号
横浜市保土ケ谷区今井町444番地22
債務者　古賀　由美
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７０号
横浜市鶴見区向井町４丁目86番地17　潮パレスＫ202
債務者　小坂由香梨
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部